豊岡市社会教育基本計画策定委員会設置要綱

令和5年5月17日豊岡市教育委員会告示第8号

(設置)

- 第1条 豊岡市社会教育基本計画(以下「計画」という。)の策定に関し意見を聴くため、豊岡市社会教育基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (協議事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 計画の策定に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 関係団体又は機関に属する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

- 第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者 を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めるこ とができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、 教育長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。